

Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ 税理士 法人

2018 年 4 月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 物品サービス税(GST)についての最新情報

(1) E-way Bill(電子運送証明書)制度の延期と発効日

E-way Bill は、50,000 インドルピー以上の価値を有する物品を移動する際には事前に情報を提供する、という制度である。インド政府は、E-way Bill 制度の発効日を 2018 年 2 月 1 日と定めた以前の通達を撤回した¹。

新しい通達では物品の州間移動については、2018 年 4 月 1 日が E-way Bill 制度の発効日として定められている²。

物品の州内移動について、E-way Bill 制度の発効日は段階的に公表されるものの、遅くとも 2018 年 6 月 1 日となるであろう。

(2) 未登録ディーラーから受領する物品に対するリバースチャージに基づく GST 支払免除は、2018 年 6 月 30 日まで延期

登録業者が未登録のサプライヤーから州間³及び州内⁴で受領する物品又はサービスあるいはその両方については、現時点において、リバースチャージに基づく GST の支払が免除されている。この免除は、2018 年 6 月 30 日まで延長されている。

2. インドへの入国手続に関する FAQs の改訂版の公表⁵

インド内政局(The Ministry of Home Affairs: MHA)は、先般、様々な種類のビザ及び関連する入国手続について、よくある質問(FAQs)の改訂版を公表した。

主要な内容は以下のとおりである。

就労ビザ (Eビザ)

Eビザは、出身国/居住国以外の国から申請することができる。⁶

最低要件を充足するために、1 年未満の期間につき就労ビザで入国する外国人に対する最低賃金要件は、按分ペースで算出されることが明示された。

就労ビザによるインド滞在中の雇用主の変更は、合併及びコンソーシアム並びにその子会社にも拡大適用された。従前は、持株会社と子会社間の場合にのみ認められていた。

1 2018 年 2 月 2 日付通達 No. 11/2018 – Central Tax

2 2018 年 3 月 23 日付通達 No.15/2018 – Central Tax

3 2018 年 3 月 23 日付通達 No. 11/2018-Integrated Tax (Rate)

4 2018 年 3 月 23 日付通達 No. 10/2018 – Central Tax (Rate)

5 詳細については、こちらの資料を参照。[デロイト インド ウェブサイト 14 March 2018\(英語 PDF\)](#)

6 従前は、外国人による Eビザの申請は、2 年以上居住している国からしか行うことができなかった。

商用ビザ (Bビザ)	Bビザ保有者のインド滞在日数の合計が1暦年に180日を超える場合、外国人地域登録局 (Foreigners Regional Registration Office: FRRO) / 外国人登録局 (Foreigners Registration Office: FRO) への登録が必須となった。 緊急要請に基づく48時間以内のビザ発行に関して、各インド大使館等によるエクスプレスBビザのオプションが導入された。この機能は、現在、在ロンドンのインド大使館において行われている。
Eビジネスビザ	Eビジネスビザは、通常の商用ビザに基づき認められる一切の活動について使用することができることが明示された。従前は、臨時の商用入国についてのみ認められていた。

3. 法人税：最高裁判所⁷は、戦略的投資にかかる費用は第14A条及びルール8D⁸に定める否認の対象となると判示

第14A条及びルール8Dは、非課税所得につき生じる費用の否認について定めている。また、納税者が非課税所得に関連する費用が存在しないと主張し、又は税務当局が納税者の主張に基づいて内容を検討した結果、その主張に納得していない場合における、ルール8Dに基づくその場限りの否認についても定めている。

納税者は従前、自らが戦略的投資目的であると主張して企業に対して投資を行った際に、非課税配当所得について費用は発生していないと主張した。

その際最高裁判所は、主たる又は主要な目的が、発生する費用が配当所得に関連するものであるか否かという判断に関連する検討事項であるか否かについて、検討しなればならなかった。

最高裁判所は、納税者の「主たる意図」が配当を得ることではなく会社の支配権を得ること又は売買目的で保有することである場合には、これらの規定は適用されないという議論は認められないと判示した。最高裁判所は、株式保有の目的が支配権を得ることであるか又は売買目的であるかにかかわらず、これらの規定は適用されると判示した。ただし、株式が売買目的で保有されている場合、営業利益につき生じる費用は分配され、控除額として認められなければならない、とされた。

この判決により、従前子会社及び関連会社から配当所得を得ていた全ての持株会社の税コストが増加することになる。

4. インド準備銀行 (Reserve Bank of India: 以下「RBI」) は、クロスボーダーの合併及び和議に関連する規定を公表⁹

インド企業省 (The Ministry of Corporate Affairs: MCA) は、2017年4月13日付で、2013年会社法 (以下「会社法」) 第234条及び2016年会社法施行規則 (和解、和議及び合併) (以下「企業合併規則」) の新たなルール25Aに関する通達を公表した。これらは特に、インド企業と外国企業の合併、すなわち以下の合併を促進するプロセス及び規定を定めたものである。

- 外国企業とインド企業との合併
- インド企業と所定の法域において設立された外国企業との合併

企業合併規則は、クロスボーダー合併につきRBIから事前承認を得ることを定めている。

RBIは、2018年3月20日付で、インド企業と外国企業との合併又は和議に関する2018年外国為替管理 (クロスボーダー合併) 規定に関する通達を公表した。これは、会社法234条及び該当する企業合併規則と併せて解釈される。

5. 外国ポートフォリオ投資家 (Foreign Portfolio Investor: 以下「FPI」) による投資のアクセス基準の緩和¹⁰

インドのキャピタルマーケットの監査機関であるインド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India: 以下「SEBI」) は、2018年2月15日付で、FPIによる投資に関するアクセス基準を緩和する現行の規定の変更に関する通達を公表した。上記通達におけるSEBIによる変更のうち重要な項目は、次のとおりである。

⁷ Maxopp Investment 事件

⁸ 本条は、非課税所得につき生じる費用の否認について定めている。また、納税者が非課税所得に関連する費用が存在しないと主張し又は税務当局が納税者の請求をもって勘定を検討した結果に満足していない場合における、ルール8Dに基づくその場限りの否認について定めている。

⁹ 詳細については、こちらの資料を参照。[デロイト インド ウェブサイト 26 March 2018 \(英語 PDF\)](#)

¹⁰ 2018年2月15日付 SEBI 通達 CIR/IMD/FPIC/26/2018

1. FPI 及び FPI を代理するグローバル保管者 (Global Custodian: GC) は、現地保管者／指定保管振替参加者 (Designated Depository Participants: 以下「DDP」) に対して変更要請を送付することができる。現行の保管者／DDP からの異議がなければ、新規保管者／DDP は変更を承認し、SEBI に通知する。
2. SEBI は、従前 DDP に提出した情報から変更がない場合において、保護セル会社 (Protected Cell Company: PCC)¹¹／種類株式発行体 (Multi Class share Vehicle: MCV) 及び FPI 登録継続時の投資家グループに関する情報の再提出を免除される。ただし、DDP／保管者は、SEBI／RBI が定めた必要なコンプライアンス要件が遵守されていることを確実にしなければならない。
3. 新規保管者／DDP は、FPI の保管者／DDP 変更時に旧保管者／DDP が行うデューデリジェンスに依拠することができる。また、FPI による登録継続時には、継続的に新規保管者／DDP によるデューデリジェンスが要求される。
4. マルチ投資マネージャー (Multiple Investment Managers: 以下「MIM」) 構造を有する FPI が、無償 (Free of Cost: 以下「FOC」) 資産譲渡にあたって SEBI による事前承認を求めることを免除する。同一の納税者番号 (Permanent Account Number: PAN) を有し、MIM 構造を示して SEBI に登録している FPI 間の FOC 譲渡の要求は、DDP 側で処理することができる。
5. 複数の保管者を任命するために FPI が MIM 構造のもとで運用を行うことを認める。候補者は、異なる現地の保管者を任命することができる。
6. インド証券の共通ポートフォリオが、あらゆる種類の株式／ファンド／サブファンドに維持されており、種類株式の追加後にブロードベース基準がポートフォリオレベルを満たしている場合においては、DDP の事前承認は必要とされない。分離ポートフォリオの種類株式が追加される場合、FPI は DDP の事前承認を得なければならない。分離ポートフォリオの種類株式が削除される場合は、DDP に対して通知をなすものとする。また、いずれのシナリオの場合にも、すなわち、種類株式が追加され又は同時に複数の種類株式が追加される場合のいずれにおいても、新規種類株式は DDP による承認日から 180 日以内にブロードベースのステータスを得なければならない。

11 保護セル会社とは、最終的な実質的所有者の詳細を入手することができない、実質的所有者に接触することができない、実質的所有者が互いに保護されている又は実質的所有者が執行につき保護されている会社をいう。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

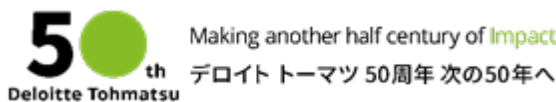
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001